

改正

昭和48年3月29日いわき市条例第6号

昭和56年10月2日いわき市条例第52号

昭和59年3月27日いわき市条例第33号

平成12年3月29日いわき市条例第25号

平成23年9月30日いわき市条例第29号

いわき市総合計画審議会設置条例

(設置)

第1条 市の総合的かつ計画的な行政の運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく市町村計画の作成及び運営に関し必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、会長の定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 いわき市経済会議設置条例（昭和42年いわき市条例第12号）は、廃止する。

附 則（昭和48年3月29日いわき市条例第6号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月2日いわき市条例第52号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日いわき市条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日いわき市条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日いわき市条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。